

4

第 章

安全と生活を守る環境づくり

第1節

医療安全対策

1 医療サービスの質の向上

【現状と課題】

医療技術の進展に伴い、高度で多様な医療サービスの提供が可能となり、また、生活水準の向上により療養環境等の快適性に対するニーズや適切な医療情報を入手することにより、自ら医療を選択するなど、全国的に医療サービスの質に対する関心が高まってきています。

医療サービスの質の向上のためには、患者が満足や安心を得られることが必要であり、療養環境の整備や待ち時間の短縮等のほか、インフォームド・コンセントが重要となっています。

また、患者の疾病状況や治療内容を理解し、患者自らが治療方法を選択できるようにするため、診療情報の積極的な提供が求められています。

病院における患者のための相談窓口の設置状況（平成17年）

	病院数	窓口設置病院数
青森県	109	82
全 国	9,026	7,428

資料「医療施設調査」

【目 標】

県民が安心して病気の診断や治療が受けられる医療体制を目指します。

【施策の方向と主な施策】

(1) 医療サービスの質の向上

患者の満足を得られるよう、医療サービスの向上を図ります。(医療機関)

医療従事者によるインフォームド・コンセントの徹底を指導します。(県、医療関係団体)

医療従事者及び患者に対し、インフォームド・コンセントに関する知識の普及を図ります。

(県、医療関係団体)

医療施設における診療録等の患者への積極的な開示を促進します。(医療機関、県)

セカンドオピニオンの普及・啓発を図ります。(県)

【達成目標】

全ての病院に患者相談窓口を設置し、患者がインフォームド・コンセント及びセカンドオピニオンの相談を受けることのできる体制を整えます。(82病院 全病院)

【用語説明】

<インフォームド・コンセント>

患者が医師や看護師等の医療従事者から検査や治療等について、十分に説明を受けて、疑問点などを解消し、心から納得してその検査なり治療を受けることに同意すること。

<セカンドオピニオン>

主治医以外の医師に、診断や治療方針などについての意見を聞くこと。

2 医療安全に向けた取組みの推進

【現状と課題】

全国的に医療事故が多発し、医療に対する不信感が高まっています。

平成11年に横浜市で起こった患者取り違え事故を契機に医療安全対策の必要性が高まり、国においては、医療安全対策検討会議を設置し、平成14年4月に「医療安全推進総合対策」をまとめています。また、これを受けて、ヒヤリ・ハット事例及び医療事故事例の収集も始めています。

本県では、昭和55年から医療相談を実施していますが、相談件数が増加するとともに、相談内容が複雑化してきています。このことから、平成16年5月に「青森県医療安全支援センター」を設置し、患者・家族等からの医療に関する相談や苦情に対応する「相談窓口」と、医師等の専門家で構成し、センターの運営内容等の検討や相談事例のうち重要な事例にかかる指導・助言等を行う「医療安全推進協議会」の二つの機能を併せた体制を整備するとともに、医師会等関係機関の行っている医療相談と連携を図りながら、医療への信頼確保に努めています。

また、医療法25条の規定に基づく医療機関に対する立入検査において、医療安全管理体制について検査・指導しています。

平成18年6月の医療法改正で、医療安全支援センターを法的に位置づけるとともに、各医療機関は医療の安全を確保するための指針の策定、研修の実施等、医療の安全を確保するための措置を講じることとされ、医療に対する安心、信頼の確保に関する施策を一層推進することとなりました。

各病院においても、リスクマネジメントマニュアル等を作成し、医療安全管理に対する体制整備を図っていますが、医療事故を防止し、医療の信頼性を高めるためには、医療従事者一人ひとりの意識を高めるとともに、組織的な取組みが必要であり、一層の体制充実が必要となっています。

(1) 医療安全を確保するための措置の現状

平成18年6月の医療法改正の内容

【医療法第6条の10】

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

【医療法施行規則第1条の11】

病院等の管理者は、法第6条の10の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第2号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

- 1 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 2 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 3 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。
- 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

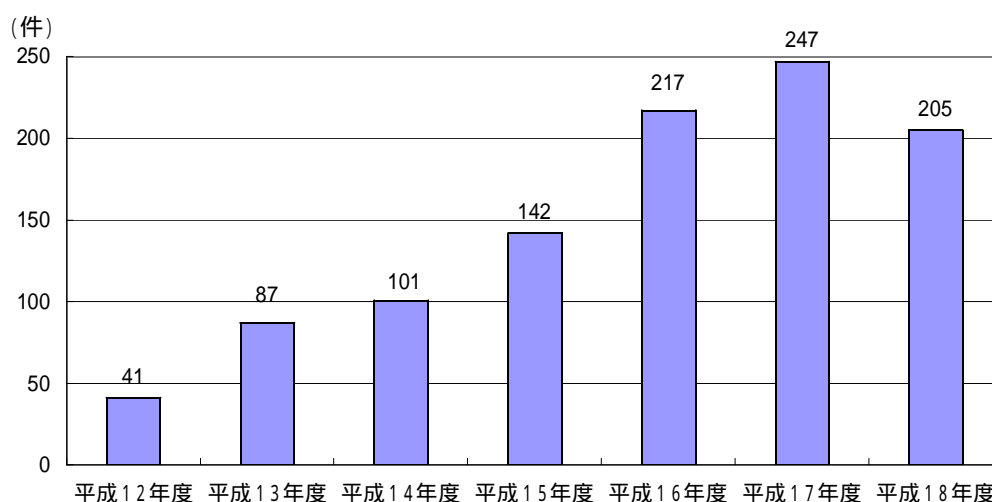
医療法25条の規定に基づく医療機関に対する立入検査においては、上記内容が適切に実施されているかどうかを確認します。

(2) 医療安全支援センターの現状

現在、本県では、県全体を所管する「青森県医療安全支援センター」の1か所を設置しています。相談窓口を医療薬務課及び保健所に配置し、医療薬務課及び保健所の職員が、それぞれの担当分野に関する相談に対応しています。また、医療安全推進協議会は事務局を医療薬務課に置いています。

なお、厚生労働省の指針では、都道府県、二次医療圏、保健所設置市それぞれに医療安全支援センターを置くことが望ましいとされていますが、相談窓口を既に各保健所に設置していること、医療安全推進協議会の委員となる専門家が限られていること、また、平成18年度の相談件数の約85%を医療薬務課で受け付けていることから、これらの状況の変化を踏まえた上で二次医療圏ごとの設置について検討することとしています。

医療相談件数



「青森県医療安全支援センター」相談窓口別受付件数

	医療薬務課	各保健所計	合計
平成16年度	194	23	217
平成17年度	183	64	247
平成18年度	176	29	205

【目標】

医療事故の防止により医療の安全を確保し、県民の医療に対する信頼を高めます。

【施策の方向と主な施策】

(1) 医療事故防止体制の強化

医療法の規定に基づき、医療安全管理委員会等の充実や医療の安全に向けた職員研修会、医療事故防止マニュアル等の作成などにより、医療安全体制の整備を図ります。(医療機関)

医療機関に対して立入検査を行い、医療安全管理体制の充実を図ります。(県)

医師会等関係機関と連携を図りながら、研修の実施等による医師及び医療従事者の資質の向

上に努めます。(県)

(2) 医療安全についての相談体制の充実

医療安全に関する相談や医療に関する患者・家族等の苦情、心配や相談等に対応することができるよう、患者相談窓口の設置に努めます。(医療機関、県)

医療安全支援センターの運営により、患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築に努めます。(県)

医療に関する患者・家族等の苦情、心配や相談等に対応します。(医療機関、県)

医療機関への情報提供や指導、医療相談担当者への研修・助言等を実施します。(県)

【達成目標】

全ての病院に患者相談窓口を設置し、医療安全に関する相談、医療に関する患者・家族等の苦情、心配や相談等に対応することのできる体制を整えます。(82病院 全病院)

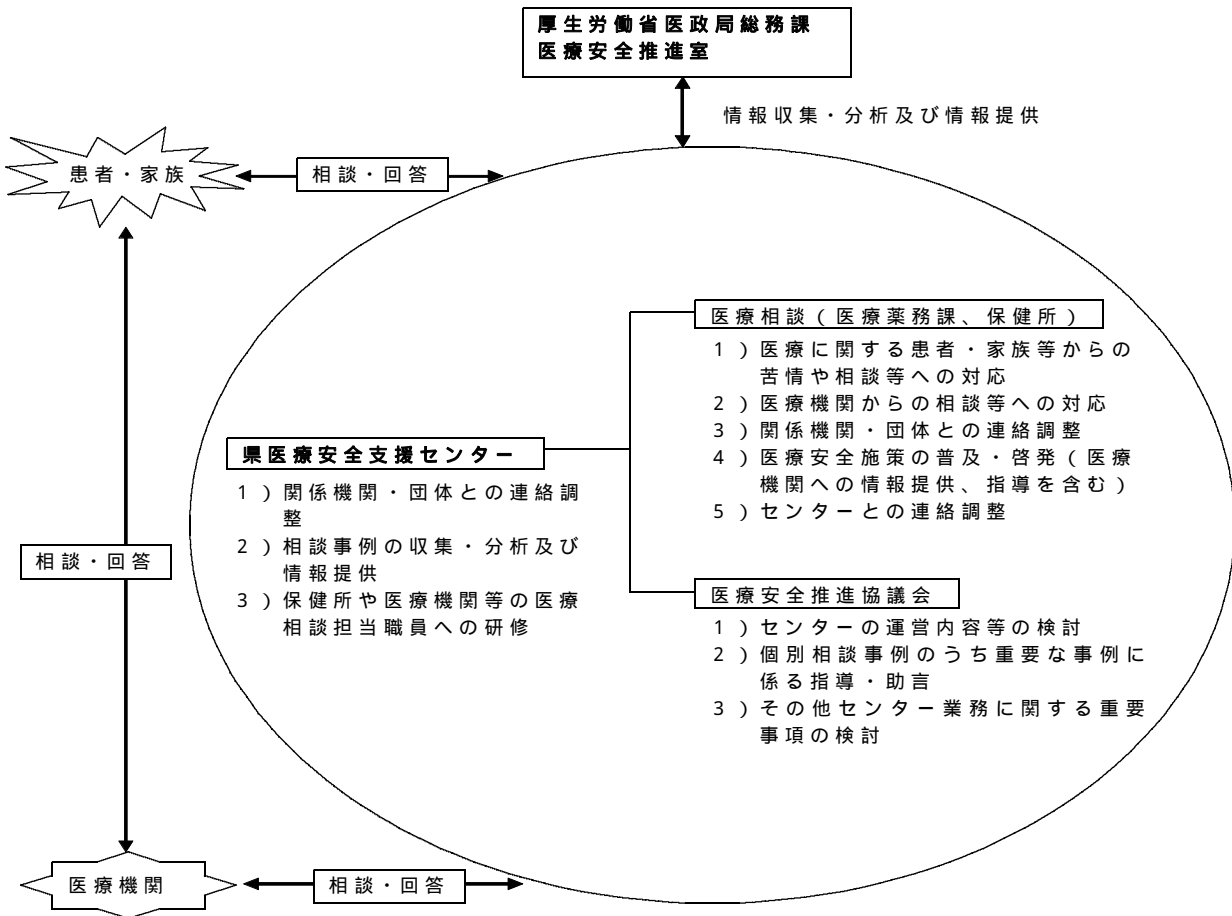
病院の患者相談窓口と医療安全支援センターとの連携を密にし、患者・家族等と病院との間の信頼関係構築や病院の医療安全体制に関する指導・助言をより充実させます。

【用語説明】

<ヒヤリ・ハット>

日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったもの。同義語としては「インシデント」。

青森県医療安全支援センター概念図



青森県医療安全支援センターとその相談窓口

名 称	住 所	電話番号・相談時間
青森県医療安全支援センター (健康福祉部医療業務課)	〒030-8530 青森市新町2丁目4-30	017-776-4763 平日 8:30~17:30
東青地域県民局地域健康福祉部 保健総室(東地方保健所)	〒030-0911 青森市造道3丁目25-1	017-741-8116 平日 8:30~17:30
中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室(弘前保健所)	〒036-8188 弘前市吉野町4-5	0172-33-8521 平日 8:30~17:30
三八地域県民局地域健康福祉部 保健総室(八戸保健所)	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5111 平日 8:30~17:30
西北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(五所川原保健所)	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108 平日 8:30~17:30
上北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(上十三保健所)	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261 平日 8:30~17:30
下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(むつ保健所)	〒035-0084 むつ市大湊新町11-6	0175-24-1231 平日 8:30~17:30

3 院内感染防止に向けた取組みの推進

【現状と課題】

近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの耐性菌の増加や高齢者など感染症にかかりやすい患者の増加などから、院内感染症が注目されておりますが、平成15年度の重症急性呼吸器症候群（SARS）の例を見ても、医療施設内における感染症の発症を防止し、安全・確実に治療することができる体制を整備することが重要となってきています。

院内感染対策については、各医療機関において、対策マニュアルを整備し、定期的な見直しを行っているほか、県では、定期的実施している医療法25条の規定に基づく医療機関に対する立入検査において、院内感染対策について検査・指導しています。

また、平成18年6月の医療法改正では、院内感染対策のための指針の策定、研修の実施等、院内感染対策のための体制を確保することとされました。

しかし、本県では、感染症の専門家が少ないことなどにより、必ずしも十分な対策が講じられているとは言えない状況にあります。

そこで、県では、国のモデル事業に則り、青森県医師会と連携し、平成15年に青森県院内感染対策委員会を設立するとともに、院内感染に関する相談や県民・医療関係者等への知識の普及等、院内感染対策のための地域ネットワークの構築を進めています。

平成18年6月の医療法改正の内容

【医療法第6条の10】

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

【医療法施行規則第1条の11】

1 病院等の管理者は、法第6条の11の規定に基づき、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、第2号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

(一から四 略)

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの(ただし、口については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

ニ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

(二から三 略)

【目 標】

院内感染の防止により医療の安全を確保し、県民の医療に対する信頼を高めます。

【施策の方向と主な施策】**(1) 院内感染防止の徹底**

院内感染対策マニュアルの策定と定期的な見直しを行い、衛生環境の改善と維持向上及びマニュアルの遵守に努めます。(医療機関)

医療関係団体と連携し、院内感染対策支援事業を通して、県内医療機関、福祉施設等における院内感染対策の強化を促進します。(県、医療関係団体)

医療機関における院内感染の専門家を育成します。(県、医療機関)

医療機関に対して立入検査を行い、院内感染対策体制の充実を図ります。(県)

医療機関・福祉施設等から院内感染対策について日常的に相談できる体制の整備を図ります。(県)

(2) 院内感染防止の啓発

ホームページ等を用い、医療関係者だけではなく県民も含め、院内感染に関する知識の普及を図ります。(県)

【達成目標】

定期的実施している医療機関に対する立入検査において、医療機関における院内感染対策マニュアルの策定と定期的な見直し状況、研修の定期的な実施等、実効的な院内感染対策のための体制を確保しているか確認し、院内感染対策体制の充実を推進します。

(全医療機関に対し立入検査を実施)

【用語の説明】**< 院内感染 >**

病院の中で起こった感染、または入院中に受けた感染を言います。時として退院後に発症することもあります。院内感染を受ける対象は患者だけではなく、医療従事者、訪問者も含まれます。入院時にすでに持っていた菌(潜伏期を含む)で、入院中に感染症状が現れる市中感染とは区別されます。

青森県院内感染対策支援ネットワーク図

